

(参考1)

## 環境物品等の調達の推進に関する基本方針の見直し(案)のポイント

平成27年2月に閣議決定した「基本方針」からの主な見直しは、以下のとおり。

分野	主な見直しの内容(案)
文具類	● 芯が交換可能であることを判断の基準に追加(ボールペン)
オフィス家具等	● バイオベース合成ポリマー含有率に関する判断の基準の追加等
画像機器等	● 化学安全性の基準を変更(カートリッジ等)
家電製品	● エネルギー消費効率に関する経過措置の延長(電気冷蔵庫等) ● エネルギー消費効率に係る判断の基準の経過措置を一部延長(テレビジョン受信機) ● エネルギー消費効率に係る経過措置の延長(電気便座)
エアコンディショナー等	● 冷媒の地球温暖化係数に係る判断の基準の追加(家庭用エアコンディショナー) ● 期間成績係数に係る判断の基準の変更、および対象範囲の見直し(ガスヒートポンプ式冷暖房機)
温水器等	● エネルギー消費効率に係る経過措置の終了(ヒートポンプ式電気給湯器)
自動車等	● 植物を原料とするプラスチック又は合成繊維等の使用に係る配慮事項を追加(自動車)
制服・作業服	● 故繊維から得られるポリエステル繊維の使用に係る判断の基準の追加(制服・作業服、帽子) ● バイオベース合成ポリマー含有率に係る判断の基準の追加(制服・作業服)
インテリア・寝装寝具	● 故繊維から得られるポリエステル繊維の使用に係る判断の基準の追加(カーテン・布製ブラインド、毛布、ふとん、マットレス) ● バイオベース合成ポリマー含有率に係る判断の基準の追加(カーテン・布製ブラインド、ニードルパンチカーペット、マットレス)
その他繊維製品	● 故繊維から得られるポリエステル繊維の使用に係る判断の基準の追加(集会用テント、防球ネット、旗・のぼり・幕) ● バイオベース合成ポリマー含有率に係る判断の基準の追加(旗・のぼり・幕)
災害備蓄用品	● 故繊維から得られるポリエステル繊維の使用に係る判断の基準の追加(毛布、テント)
公共工事	● 日射反射率保持率に係る経過措置を終了(高日射反射率塗料) ● 環境配慮型道路照明について LED 道路照明施設に係る判断の基準を設定(環境配慮型道路照明)

	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 経済産業省告示制定に伴う、断熱性に係る配慮事項の変更（断熱サッシ・ドア）</li> <li>● JIS 規格の改定に伴う期間成績係数に係る判断の基準の見直し、および対象範囲の見直し（ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機）</li> <li>● 板面表示に係る備考の見直し、および経過措置の延長（合板型枠）</li> </ul>
役務	<ul style="list-style-type: none"> <li>● フロン類の使用に係る判断の基準の経過措置の一部削除（P） およびリユース部品の使用における特定の化学物質の使用制限の見直し（飲料自動販売機設置）</li> <li>● 梱包用資材及び養生用資材における再生材料又は植物由来プラスチックの使用に関する配慮事項を追加（引越輸送）</li> </ul>
木材関連製品全般	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 木材および木材を原料とする製品における合法性の確認に係る経過措置の終了（紙類、文具類、オフィス家具等、インテリア・寝装寝具、公共工事（製材等 8 品目）、役務（印刷））（P）</li> </ul>

\* (P)はペンディング中であることを表す。